

県民意見提出制度による提出意見とそれに対する県の考え方(対応方針)

「山梨県防災基本条例(仮称)」(骨子案)

	該当箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方(対応方針)
1	22 広域的な連携の強化	大規模災害時においては、都道府県間の支援・支援が重要な役割を担うため、他の都道府県との支援・支援に関する体制整備にも言及して頂きたい。	1	【記載済み】 他の都道府県との支援・支援に関する体制の整備につきましては、『その他国、他の都道府県等との広域的な連携を強化するために必要な措置』に含めておりますほか、22に掲げております『協定の締結』及び『連絡体制の整備』におきましても、災害時の支援・支援を円滑に行っていくための体制整備に留意し、御意見の趣旨を活かして参ります。
2	災害に強い地域づくりの推進	日頃からの備えとして、『27 指定避難所の運営等』に記載されていることが迅速かつ円滑に実行できるための体制整備や、性差への配慮(女性にとって安全で滞在可能な避難所にすること等)、福祉避難所の確保・運営の準備などについても言及して頂きたい。	1	【その他】 本条例は、県の施策の基本となる事項、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する基本的な事項を規定しており、指定避難所の運営に関する体制整備、福祉避難所の確保・運営の準備などにつきましては、『30 自助、共助等に関する指針』において検討して参ります。 なお、『基本理念』において、特に高齢者、障害者等への配慮や被災者の性別その他の事情への配慮について記述しています。
3	16 要配慮者に係る事前の措置	障害者の障害程度はさまざまであり、きめ細やかな避難体制や避難所運営が不可欠となるが、市町村において地域差がないように、県下一円の基本的な体制モデル(構築プロセスを含め)を県が示し、それに地域性を反映した体制を各市町村が構築して担う、それに関わる体制の整備は県が働きかけ、支援するとした内容を条例に明文化して欲しい。	1	【その他】 要配慮者に対するきめ細やかな避難体制の整備につきましては、全ての市町村において、避難行動要支援者名簿の策定がなされており、また、国が策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、多くの市町村が避難行動要支援者の個別計画の策定に取り組んでいるところです。 避難所運営に係る要配慮者に対する体制整備の内容につきましては、『30 自助、共助等に関する指針』において検討して参ります。